今後の新型インフルエンザ対策について

平成22年6月29日 全 国 知 事 会

新型インフルエンザ対策については、病原性の高い鳥インフルエンザ(H5N1)の人への感染が海外で引き続き発生しており、また、今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)の今後の変異の可能性も否定できないことから、各種対策のより一層の推進を図っていく必要がある。

こうした中、厚生労働省が設置した「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議」から平成22年6月10日に今回の対策の検証や今後の見直しに関する報告書が厚生労働省に提出された。今後、国において行動計画の見直しなど新型インフルエンザ対策の再構築が急速に進められていくものと思われる。

一方、本会はかねてから新型インフルエンザ対策に関して要望を行っているものの、多くの 要望事項について未だ対応がなされていない。

新型インフルエンザ対策については、地方と事前に協議し、その合意を得た上で進めるとともに、下記事項については、十分な対応を講じるよう改めて強く要望する。

記

1 行動計画等について

新型インフルエンザ対策の具体的な内容について定めている「行動計画」や「ガイドライン」については、ウイルスの特徴や感染力、治療方法等を十分見極め、病原性に応じて、機動的・弾力的な対応を可能とすること。

2 法的整備等について

- (1)新型インフルエンザの患者数は、現行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)が前提とする重大な感染症の患者数想定を大きく上回るものであり、まん延期における医療体制構築など現行法における対策では十分に対応できない事態が生じた。今回の経験を踏まえ、今後「新型インフルエンザ等感染症」が発生した際に万全な対策がとれるよう、感染症法を整備するとともに、より広範な対応を想定した各種法令の整備についても検討すること。
- (2) 新型インフルエンザ対策を推進する上で必要となる医療関係者を必要業務に従事させる 等、災害救助法に類似した権限等を地方公共団体の長に付与すること。
- (3) 感染拡大を防止するため、集会、企業活動などの社会活動の制限について、あらかじめ 法制度を整備するなど、実効性のある方策を講じること。
- (4) 自動車運転免許の更新期限の延長など、新型インフルエンザ発生時における行政手続に 関する特例措置について、法的な整備を進めること。

3 医療体制等について

- (1)新型インフルエンザの発生時には、速やかに明確な症例定義を示し、また、その変更は、 状況の変化に応じて迅速に行うこと。
- (2) 医療体制の確保のため、国及び都道府県の役割を明確にするとともに、適切に対応できるよう国において、発熱外来等医療機関の運営、入院医療機関の空床補償等に要する経費への財政支援、医療従事者に対する恒久的な補償制度の創設、診断キット等医療物資の安定生産・供給体制の確保等を実施すること。
- (3) 国立大学法人や独立行政法人国立病院機構など国が関与する医療機関について、入院医療の提供や発熱外来機能の整備など新型インフルエンザ対策に一層取り組むことができるよう積極的な支援を行うこと。

4 ワクチンについて

- (1) 今秋の新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチンの接種に対応するため、予防接種 法の一部改正に関する法案が審議されていたが、先の通常国会で成立しなかったことから、 今秋の新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチンの接種について、集団接種等実施体 制の支援を含め、市町村や都道府県に対して早急に全体像を示すこと。
- (2) 臨時、緊急にワクチン接種が必要となる感染症への対応は、まさに国家的危機管理の問題であり、現行の臨時接種を含め、国の具体的な役割と責任を明確にするとともに、国の負担を基本とし、仮に地方負担を伴うような場合においても、国の責任において、確実な財源手当を行うこと。

5 広報について

個人情報の保護やパニック防止の観点から、情報提供・共有の基本的考え方を明確にする とともに、報道機関との協定締結、地方自治体に対する研修実施等の対策を講じること。

6 全般的事項について

- (1) 新型インフルエンザ患者の医療機関等への搬送については、消防機関等との役割分担を 明確にすること。
- (2) パンデミック期に、市町村が実施する要援護者への食糧等の配布について、法的根拠を明確にするとともに、必要経費の財政措置を講じること。
- (3) 企業等に対する経済活動の制限に伴う損失補償について検討すること。
- (4) 急速な患者数の増加に伴い、風評被害により地域経済に影響があった場合、国において 適切な支援措置を講じること。
- (5) 現在、国及び都道府県で行政備蓄している抗インフルエンザウイルス薬については、使用期限の7年経過後、廃棄せざるを得ないことから、その対応について検討を進めること。